平成２４年（フ）第１７５号
埼玉県桶川市大字下日出谷88番地の21　アーバンハイツモリ102号
債務者　横瀬　香理
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
さいたま市南区大字大谷口5408番地　ヴァンベール向１―301、旧住所埼玉県川口市末広１丁目２番２―726号　レーベンスクエア川口フェアリア
債務者　伊藤　義栄
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
さいたま市北区日進町２丁目1593番地７　ホワイトテラスＡ―５
債務者　八城　正昭
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
さいたま市桜区桜田２丁目16番21号　グリーンプラザ桜田203、旧住所さいたま市桜区田島４丁目15番15号　ＦＫパストラルハイツ304
債務者　川口　利子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
埼玉県上尾市大字小敷谷733番地15
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
埼玉県上尾市大字小敷谷733番地15
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
さいたま市岩槻区西原１番30号　栗原ハイツＡ107
債務者　長谷部　健
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―７―306
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
相模原市中央区鹿沼台１丁目11番５号　ＶＩＰ701
債務者　杉岡　篤
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８８号
埼玉県戸田市上戸田２丁目２番17号　バンブーハウス202号室
債務者　長良正太郎
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
さいたま市西区大字島根291番地３
債務者　星野　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県草加市青柳５丁目７番34号
債務者　小山　久
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
埼玉県越谷市北越谷１丁目24番28号　トーワマンション305
債務者　上田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
埼玉県草加市金明町101番地１　マリオン草加201号
債務者　齋藤　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
埼玉県春日部市緑町３丁目４番12号
債務者　白取　静江
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県熊谷市三ケ尻3364番地２
債務者　野口　雅彦
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６８号
埼玉県行田市大字若小玉41番地
債務者　深町　恵
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部